

## 議案第163号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3個人利用料の表中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

体育室、武道室及びトレーニング室の個人利用料に係る年齢区分を変更するため、この条例を制定するものである。